

経 濟 要 錄

国 内

◆ 1～3月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、1月19日、当面のマネーサプライ見通しについて以下のとおり発表した。

62年10～12月のM₂ + C D平残の前年比伸び率(速報)は+11.8%と前期(+10.8%)に比べ上昇。

63年1～3月については、12%前後の伸び率で推移する見通し。

◆ 7か国蔵相・中央銀行総裁会議(G7)の共同声明について

主要先進7か国(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ)の大蔵大臣および中央銀行総裁は、昨年12月23日、以下のような共同声明を採択した。

1. 主要先進7か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、金融市場の動向にかんがみ、各国の経済政策および見通しに関して、ここ数週間にわたり、緊密な協議を行ってきた。彼らは、ルーブル合意において合意された基本的目標と経済政策の方向は、今なお妥当であり、世界経済の前向きの進展の基礎をつくるものであるとの考え方を再確認した。彼らは、また、ヴェネチア・サミットで承認された取決めに沿って、経済政策協調の努力を1988年において進展させ続けることとなろう。

2. 大臣および総裁は、世界経済の大きな対外不均衡は是正されなければならないという彼らの見解を再び強調した。本年実施されてきた諸政策は、その意図された効果を徐々に示しつつある。とくに、米国、日本および西ドイツにおける内需と国内生産のバランスは、対外調整を促進する方向へ変化しており、貿易不均衡は数量ベースでは減少しつつある。それまでの大幅な為替レートの変化の後、この1年間のはほとんどの時期において達成してきた為替レートの一層の安定は、この調整に寄与してきた。しかしながら、この数週間にわたる顕著な為替レートの変化は、基礎的な経済諸条件を強化し政策

面での協力を継続する必要性を強調することとなった。

3. 10月中旬以来の株式市場の展開は、先進国全体としての経済成長の見通しに少しある悪影響を与えるかもしれない。しかしながら、大臣および総裁は、健全な経済政策と効果的な協調により、成長は着実なものとなるはずであることを確信している。この目的に向けて、彼らは、各国においてインフレなき成長を強化するための適切な政策が必要であることに合意した。

4. したがって、大臣および総裁は、経済政策協調の努力を強化することに合意した。彼らの共通の努力は対外不均衡を是正することに向けられる。とくに、米国においては、財政赤字削減を一層進展させるための2年間にわたる追加的予算節約措置に関する大統領と議会両院指導者との間の合意を実施するための措置を、議会が採ることとなった。日本は大規模な内需拡大策を実施しており、1988年度予算においては一般公共事業費について1987年度7月補正追加後の規模を下回らないよう努めることとしている。ドイツ連邦共和国においては、すでに公表された1988年の減税規模拡大に加え、投資の増加のための新たな対策を行うこととしており、また最近の動向に伴う歳入減を相殺するべく努めることはしないこととしている。さらに、欧州においては、金利の協調的引下げが行われているが、これは内需の拡大と貿易不均衡の是正に寄与するものである。各国の具体的な政策意図・努力は、この声明の附属書に明示されている。

5. 大臣および総裁は、最近の金融政策上の決定といつかの国における金利の引下げは適切であり、金融市場の安定の回復に資するであろうとの見解を有している。彼らは、金融政策は、金融市場の安定を促進するとともに、物価の安定の下で力強い経済成長を達成するため、適切な金融状況を確保することに今後とも向けられるべきであると合意した。

6. 大臣および総裁は、現在の不均衡に対処する手段として保護主義の方策を探ることには強く反対した。保護主義は、世界の繁栄と均衡に対する直接的かつ深刻な脅威であり、保護主義的措置をとる国に対し有害な結果をもたらすであろう。彼らは、保護主義とたたかい、開か

れた世界貿易体制を促進するという決意を再確認した。

7. 大臣および総裁は、世界貿易の不均衡の是正は、他の諸国、とくに黒字国による協力的行動を必要としていると確信する。彼らは、いくつかの新興工業国が世界的不均衡を悪化させ保護主義圧力を高める貿易黒字の増大に対処するために適切な行動を探ってこなかったことについて、とくに深刻な懸念を表明した。彼らは、新興工業国に対し、過大な貿易黒字の削減を促進するような貿易政策および為替レート政策を遅滞なく実施し、これら諸国の通貨がその経済の高い競争力を十分に反映するようすることを要請する。

8. 大臣および総裁は、為替レートが過度に変動すること、これ以上ドルが下落すること、あるいは調整過程を不安定にしてしまうほどドルが上昇することは、いずれも、世界経済の成長の可能性を損なうことにより、逆効果となる恐れがあることに合意した。彼らは各国通貨間の為替レートをより安定させることについて共通の利益を有していることを再び強調し、為替レートの安定を促進するため、経済の基礎的諸条件を強化するような政策の監視および実施について、緊密に協力し続けることに合意した。加えて、彼らは、為替市場において、緊密に協力することに合意した。大臣および総裁は、整合性のとれた、相互に協調しあうような政策の必要性を強調するとともに、各国により採られてきている措置によって、より強く、より均衡のとれた経済成長および為替レートの一層の安定のために必要な、持続可能な対外ポジションに向けての前進が促進されるであろうことを確信する。

附属書「政策意図と合意事項」

(日本、米国、西ドイツの部分のみ抜粋)

日本国政府は、日本経済が内需を中心とした着実な景気拡大局面にあることに留意した。日本国政府は、本年5月に策定された6兆円を上回る緊急経済対策の着実な実施に努めるとともに、1988年度予算においては一般公共事業費について1987年度7月補正追加後の規模を下回らないよう努める。

日本銀行は、インフレなき成長と為替の安定に資する適切かつ機動的な金融政策運営に努める。

米国政府は、米国財政赤字削減のための2年間にわたる予算節約措置に関する大統領と議会両党指導者との合意を実施するための措置を議会が探ることとした。この合意により、歳出抑制と増税を併せ、1988年度と1989年

度で総額約760億ドルの予算節約が可能となる。

この予算上の合意は修正グラム・ラドマン・ホーリングス法の下で定められた継続的な赤字削減の過程の一部である。これは、赤字の対GDP比でみると、ピークであった6.3%からすでにこれまでに3.4%にまで引下げられてきた赤字削減の進展(1987年度の730億ドルもしくは対GDP比1.9%の削減を含む)を強化することとなる。

行政府はまた、財、サービスおよび投資の国際取引のためのより開放されかつ公平なシステムを育成するための交渉の権限にかかる立法化に努めるとともに、保護主義的な貿易措置には断固として反対し続ける。

ドイツ連邦共和国政府は、1988年およびそれ以降の減税額を増額し、約140億マルクとし、最近の動向により生じている予算の歳入欠陥を補うよう努めることはしない。さらに、1990年以降さらに200億マルクの純減税を伴う構造的な税制改革のために必要な決定がなされている。

民間および公共投資を増やすため、連邦政府は、今後3年間に約210億マルクの特別貸付けを優遇的な条件の下に行なうよう努める。さらに、連邦政府は、電気通信のインフラへの投資を促進し、一層の市場の規制緩和を行うよう努める。

ブンデスバンクは、過去数週間、短期金利を相当程度下げてきている。金融政策は、インフレなき持続的成長のための適切な条件を引き続き維持するよう努める。

◆日米首脳会議の共同声明について

竹下首相とレーガン大統領は、1月13日、ホワイトハウスでの会談終了後、以下のような「経済問題に関する共同声明」を発表した。

レーガン大統領と竹下総理大臣は、東京およびヴェネチアの主要国首脳会議において採択された経済政策協調のプロセスに対する支持を再確認した。大統領と総理大臣は、12月23日のG7の声明にうたわれた経済目標および政策を支持した。両首脳は、インフレなき持続的成長と貿易不均衡の縮小の実現が依然として両国の経済政策の最優先課題の一つであることに合意した。両首脳は、これら目的に沿った他の工業諸国 최근의措置を歓迎するとともに、新興工業国が、対外不均衡が縮小された力強い世界経済を育てていくことに、より建設的な役割を果たすことを呼びかけた。

こうした目的のため、大統領は、米国の財政赤字削減についてこれまでに実現された進展を維持するとの決意

を強調した。大統領は、議会に提出される1989年度予算において、財政赤字削減努力を継続するとともに、これはグラム・ラドマン・ホーリングス法で定められた赤字削減目標に合致するものとなると述べた。大統領は、また、ウルグアイ・ラウンドのための交渉権限を求めて、保護貿易法案に対しては拒否権を発動するとの約束を再確認した。

竹下総理大臣は、日本は、強い内需の伸びを継続し、また、貿易黒字を縮小するための経済政策を実行すると述べた。総理大臣は、前川レポートの勧告の実施、および国内金利規制緩和を含む国内金融市場の自由化の加速を通じて日本経済の構造改革を進めていくとのコメントを再確認した。日本銀行は、経済の持続的成長を達成し、為替相場の安定を図るため、現在の安定した物価状況において、現行の政策スタンスを継続するととも

に、低下しつつある短期金利が実現されるよう努力を続けることに同意している。大統領と総理大臣は、ヴェネチア・サミットにおいて採択された取決めの枠組みの中における緊密な政策協調により、為替相場の一層の安定のための基礎的経済条件が確立されつつあること、およびこれ以上のドル下落は逆効果となる恐れがあることを確信している。さらに、両首脳は、両国の当局が、為替市場について緊密に協力するとともに、両国の協調的努力に十分な資金を確保するための枠組みを作り出していくことを指摘した。

◆昭和63年度政府経済見通しについて

政府は、昨年12月22日、「昭和63年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を開議了解した。このうち経済見通しの主要指標は以下のとおり。

主 要 経 済 指 標

	61年度 (実績)	62年度 (実績 見込み)	63年度 (見通し)	前年度比増減(Δ)率					
				62年度		63年度			
1. 国民総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)		
国民総生産	334.7	348.4	365.2	4.1	3.7	4.8	3.8		
民間最終消費	193.1	201.2	211.5	4.2	3.6	5.1	3.8		
民間住宅投資	16.2	19.4	20.0	19.9	16.5	3.1	1.9		
民間設備投資	53.8	56.4	62.0	4.8	7.1	10.0	9.8		
2. 雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度			
労働力人口	6,031	6,090	6,145	1.0		0.9			
就業者数	5,860	5,920	5,980	1.0		1.0			
3. 鉱工業生産	%	%程度	%程度	—					
鉱工業生産指數	△0.5	6.6	7.6	—					
前年度比増減(Δ)率				—					
4. 物価	%	%程度	%程度	—					
総合卸売物価指數	△9.4	△1.7	0.3	—					
前年度比騰落(Δ)率				—					
消費者物価指數	0.0	0.7	1.3	—					
前年度比騰落(Δ)率				—					
5. 経常収支	兆円 支	兆円程度 支	兆円程度 支	%程度		%程度			
貿易	15.1	11.5	9.6	—		—			
輸出	16.2	12.9	10.8	—		—			
輸入	33.8	32.2	32.1	△4.7		△0.3			
	17.5	19.3	21.3	10.3		10.4			

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された昭和63年度の経済の姿を示すものであり、わが国経済は民間活動がその主体をなすこと、また、とくに国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆昭和63年度税制改正要綱について

政府は、1月12日、昭和63年度税制改正要綱を閣議決定した。同要綱では、税制の抜本改革に留意しつつ当面早急に実施すべき措置として、①住宅取得促進税制の拡充(公的ローン等に対する税額控除算定基準の引上げ<年末残高の1/2→年末残高全額>、所得要件の緩和<年間所得1,000万円以下→3,000万円以下>、床面積要件の

上限の撤廃等)、②土地税制の見直し(居住用財産買替え特例の原則廃止、所有期間10年超の居住用家屋等に対する譲渡所得税の軽減、優良宅地造成等のための土地等の譲渡に対する長期譲渡所得税の軽減等)、③石油税の増収措置(従量税への移行)、などを掲げている。なお、同改正による増減収見込み額は以下のとおり。

昭和63年度の税制改正(内国税関係)による増減(△)収見込み額

(単位・億円)

改 正 事 項	初 年 度	平 年 度
1. 住宅・土地税制の見直し		
(1) 住宅取得促進税制の拡充	△ 430	△ 2,150
(2) 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例の見直し	40	50
計	△ 390	△ 2,100
2. 石油税の増収措置	1,290	2,710
3. 法人税の欠損金の繰戻還付・繰越控除の適用停止の廃止	△ 3,120	—
4. 租税特別措置の整理合理化等	40	230
5. その他	△ 60	△ 90
合 計	△ 2,240	750

◆昭和62年度第2次補正予算案および昭和63年度一般会計予算・財政投融資計画の政府案について

政府は、昨年12月23日に昭和62年度一般会計第2次補

正予算案を、また12月28日には昭和63年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案を閣議決定した(大蔵省原案の内示は12月23日)。その概要は以下のとおり。

昭和62年度一般会計第2次補正予算案

(単位・億円)

歳 出	増減(△)額	歳 入	増減(△)額
一 般 歳 出	5,482	税 収	18,930
うち 紙 与 改 善 費	767	税 外 収 入	△ 4,711
義務的経費の追加等	7,285	国 債	△ 13,220
災害復旧費の追加	233	うち 建 設 国 債	—
既定経費の節減	△ 1,303	特 例 国 債	△ 13,220
予 備 費 減 額	△ 1,500	前 年 度 剰 余 金 の 受 入	19,340
国 債 費	5,836		
うち 剰 余 金 の 繰 入 れ	8,808		
利 払 費 等 既 定 経 費 の 節 減	△ 2,972		
地 方 交 付 税	9,021		
補 正 規 模		20,339	

昭和63年度一般会計予算案

(単位・億円、%)

		63年度	62年度当初予算比 増減(△)率
歳 入	租税および印紙収入	450,900	9.5
	その他の収入	27,687	15.1
	うち国債整理基金 特別会計受入金	13,000	皆増
	その他の収入	14,687	△ 39.0
	公債金	88,410	△ 15.8
	合 計	566,997	4.8
	一般歳出	329,821	1.2
	うち社会保障関係費	103,845	2.9
	恩給関係費	18,798	△ 0.8
	文教・科学振興費	48,581	0.2
歳 出	防衛関係費	37,003	5.2
	公共事業関係費	60,824	0.0
	経済協力費	6,822	5.1
	中小企業対策費	1,952	△ 1.1
	エネルギー対策費	4,616	△ 6.8
	食糧管理費	4,482	△ 17.1
	その他の事項経費	39,398	0.6
	予備費	3,500	0.0
	国債費	115,120	1.6
	地方交付税交付金 (注)	109,056	7.1
産業投資特別会計へ繰入		13,000	皆増
合 計		566,997	4.8

(注) NTT株式売却益による無利子融資制度

昭和63年度財政投融資計画

(単位・億円、%)

		63年度	62年度当初計画比 増減(△)率
原 資 内 訳	産業投資特別会計	912	△ 36.8
	資金運用部資金	262,066	6.5
	うち郵便貯金	79,000	0.0
	厚生年金・国民年金	35,000	△ 21.3
	簡保資金	44,094	11.9
	政府保証債・ 政府保証借入金	24,068	0.3
	うち政府保証債 政府保証借入金	24,000	0.0
	合 計	68	皆増
	合 計	331,140	6.5
	住宅生活環境整備	69,215	9.4
運 用 別 内 訳	厚生福祉施設	44,509	11.3
	文教施設	6,618	5.4
	中小企業	6,376	△ 18.7
	農林漁業	40,306	1.1
	(小 計)	9,794	7.9
	国土保全・災害復旧	176,818	6.3
	道路	4,098	△ 16.9
	運輸・通信	25,121	6.3
	地域開発	22,299	△ 1.5
	(小 計)	6,522	△ 0.8
産業・技術 貿易・経済協力 資金運用	国土保全・災害復旧	58,040	0.5
	合 計	6,872	8.9
	合 計	11,710	69.6
	合 計	42,700	27.5
合 計		296,140	9.4

(注) 原資内訳合計と運用別内訳合計との差額は、資金運用部資金による国債受け(3.5兆円)。

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を以下のとおり改定し、1月債から実施した(昨年12月25日決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.9	5.0
	発行価格(円)	99.00	100.00
	応募者利回(%)	5.050	5.000
政府保証債	表面利率(%)	5.0	5.0
	発行価格(円)	99.25	99.50
	応募者利回(%)	5.113	5.075
公募地方債	表面利率(%)	5.0	5.0
	発行価格(円)	99.25	99.50
	応募者利回(%)	5.113	5.075

◆昭和63年度地方債計画について

自治省は、昨年12月28日、昭和63年度地方債計画を発表した。その概要は以下のとおり。

昭和63年度地方債計画

(単位・億円、%)

	63年度	62年度当初 計画比	
		増減(△)額	増減(△)率
一般会計債	41,051	△ 3,399	△ 7.6
準公営企業債	15,700	1,368	9.5
公営企業債	10,279	138	1.4
特別地方債	4,600	220	5.0
その他とも計	91,851	10,701	13.2
資金区分	政府資金	47,450	0 0.0
	特定資金	10,575	10,575 皆 増
	公営公庫資金	10,300	180 1.8
	民間等資金	23,526	△ 54 △ 0.2
	うち市場公募	6,700	△ 500 △ 6.9
	縁故	16,826	446 2.7

(注) 特定資金とはN T T株売却に伴う地方公共団体に対する無利子貸付金。